一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和８年11月17日

地方独立行政法人大阪市民病院機構

理事長　清水　貞利

１　担当部署

地方独立行政法人大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター　総務部財務課（契約管財）

〒534-0027　大阪市都島区中野町５丁目15番21号（大阪市都島センタービル５階）

電話　06-6929-3605

２　入札に付する事項

(1)　役務の名称

大阪市立十三市民病院警備業務委託

(2)　役務の特質等　入札説明書による。

(3)　履行期間　　令和９年４月１日から令和12年３月31日まで

(4)　履行場所　　入札説明書による。

(5)　本件業務の入札は、大阪市民病院機構低入札価格調査制度運用要領に基づく低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札とする。

３　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本法人の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。ただし、令和８年11月27日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1)　地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第３条の規定に該当しない者であること

(2)　入札参加申請時において大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下、「停止措置」という。）を受けていないこと

(3)　入札参加申請時において大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4)　大阪市民病院機構電子調達システムにおける入札参加有資格者名簿に業務委託種目「1017　警備」に登録していること。または、入札参加申請締切までに大阪市民病院機構電子調達システム登録申請に係る申請書（エクセルデータ）を提出済みであること。ただし、開札日時点で入札参加有資格者名簿に業務委託種目「1034　警備」での登録がない場合は、その時点で入札参加資格を失うものとする。

(5)　警備業法第４条に規定される認定を都道府県公安委員会から受け、認定証の写しを提出できること

(6)　令和３年４月１日から令和８年３月31日までの間に、病床数200床以上の病院において、継続して１年以上の警備業務の契約実績が１件以上あること。ただし、当該契約実績については、本件仕様書に定める事務宿直・日直業務（患者診療対応等業務）と同等の業務を含むものでなければならないものとする

(7)　資本関係・人的関係等に関する調書（入札参加申請関書類等に添付）を提出できること

(8)　代理人により入札をしようとする者は、 委任状の提出が可能であること

４　入札説明書等の交付場所等

(1)　入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
本法人ホームページ上及び担当部署（１に同じ）

(2)　入札説明書等の交付方法
本法人ホームページ上からダウンロードする方法により交付する。
期間　令和８年11月17日（火）８時45分から令和８年12月17日（木）17時15分まで
費用　無償

(4)　入札参加申請書等の受付期間
令和８年11月18日（水）８時45分から令和８年11月27日（金）17時15分まで
（本法人の休日を除く）

(5)　入札参加申請書等の受付場所　担当部署（１に同じ）

５　契約条項を示す場所
本法人ホームページ上及び担当部署（１に同じ）

６　入札参加資格審査資料の提出について

(1)　提出書類

ア　入札参加資格審査申請書

イ　上記「３　入札参加資格」(5)、(6)を証する書面

ウ　資本関係・人的関係等に関する調書

(2)　受付期間　上記「４　入札説明書等の交付場所等」(4)に同じ。

(3)　受付場所　上記「４　入札説明書等の交付場所等」(5)に同じ。

7　入札参加資格審査結果の通知について

本業務に係る一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和８年12月４日（金）に通知する。

8　質問事項及び回答について

(1)　仕様書の内容等に関する質問については、質問票にて行うこととし、下記メールアドレスでのみ受け付ける。電話、文書等では受付しないものとする。

(2)　受付期間　掲示の日から令和８年12月１日（火）17時まで

(3)　受付メールアドレス：nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp

件名は、「大阪市立十三市民病院警備業務委託」とすること。

(4)　受け付けた全ての質問について、令和８年12月８日（火）付け（予定）で、大阪市民病院機構ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

9　入札手続等

本入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する入札書及び総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること。なお、提出方法は、「大阪市民病院機構」あて持参又は地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第26条第２項に規定する郵便等（書留郵便等配達の記録が残るものに限る。以下「郵便等」という。）による。

(1)　入札執行の日時及び場所

ア　入札書受付期間　令和８年12月10日（木）８時45分から令和８年12月17日（木）17時15分まで

（令和８年12月17日（木）に必着のこと。また、持参又は郵便等により提出すること。）

イ　企画提案書等提出期間　アに同じ

ウ　開札予定日時　令和８年12月18日（金）午前11時00分

エ　提出場所　担当部署（１に同じ）

オ　その他　企画提案書等については正本１通及び副本７通計８通を提出すること。

正本１通及び副本７通計８通の提出がない企画提案書等及び所定の企画提案書等様式に入札者の記名がないものは提出がなかったものとみなす。

(2)　入札保証金等

①　入札保証金　免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（長期継続契約にあっては、落札金額を１年当たりの額に換算した額）)の100分の３に相当する違約金を徴収する。

②　契約保証金　要

ただし、契約規程第44条第１項第１号又は第３号に該当するときは、契約保証金を免除する。

③　保証人　不要

(3)　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

(4)　契約書作成の要否　要

(5)　落札者の決定方法

本業務にとって最適な事業者を選定するため、９(6)の落札者決定基準により、落札者を決定する。予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、本法人における評価委員会の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合、くじにより落札候補者を決定する。

ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。

(6)　落札者決定基準

①　評価にあたっては、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

②　評価を「価格評価」、「技術的評価」及び「公共性（施策反映）評価」に区分し、その配点をそれぞれ35点、61点、４点とする。なお、上記「価格評価」の配点は基準価格と入札価格が同額の場合における配点を記載している。

③　「技術的評価」については、「履行体制」、「受託実績」、「品質保証への取り組み」及び「教育・研修体制」に区分して評価し、その配点をそれぞれ26点、５

点、４点、26点とする。

・「履行体制」については、「配置予定者の資格・経験等」及び「配置計画」にに区分して評価し、その配点をそれぞれ16点、10点とする。

・「品質保証への取り組み」については、「品質向上のための取り組み」及び「情報セキュリティに関する取り組み」に区分して評価し、その配点をそれぞれ２点、２点とする。

・「教育・研修体制」については、「マニュアルの整備」、「研修実績」及び「研修計画」に区分して評価し、その配点をそれぞれ３点、15点、８点とする。

④　「公共性（施策反映）評価」については、「福祉への配慮）」及び「ワーク・ライフ・バランスの推進」に区分して評価し、その配点をそれぞれ２点、２点とする。

⑤　本基準の詳細は、入札説明書及び評価項目詳細シートによる。

(7)　入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を令和８年11月27日（金）17時15分までに、郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本法人より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第29条第１項に該当する入札

(2)　本法人所定の入札書を用いないでした入札

(3)　低入札価格調査制度に基づく低入札価格根拠資料を期限までに提出しなかった者による入札

(4)　落札決定までの間に大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札

(5)　入札説明書「６．関係会社の参加制限（１）～（４）」に該当する２者がしたそれぞれの入札

(6)　申請書類に虚偽の記載をした者の入札

8　その他

(1)　落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、 契約の締結を行わないものとする。

(2)　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4)　詳細は入札説明書による。